

国の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の概要について

森林環境部

○森林環境税創設の趣旨

- ・地球温暖化防止、国土保全、水源涵養など、森林の有する公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めることは、国土や国民の命を守ることにつながる。
- ・一方、森林所有者の経営意欲の低下、所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在、担い手不足などが課題。
- ・こうした現状認識の下、国では、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の安定財源を確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、森林を支える仕組みとして新たな税を創設。

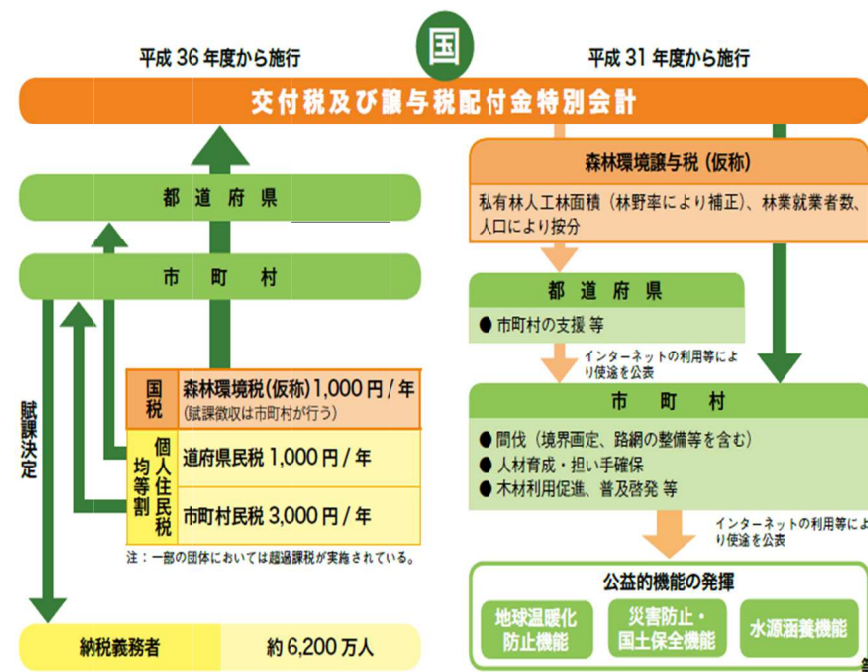
○税の仕組み、使途

- ・森林環境税は、平成 36 年度から課税し、税額は年額 1 千円。
- ・森林環境譲与税については、新たな森林管理システムの施行と併せて平成 31 年度から、市町村やそれを支援する都道府県に譲与。税の使途は以下のとおり。
 - ①間伐等の森林整備
 - ②人材育成・担い手の確保
 - ③木材利用の促進、普及啓発

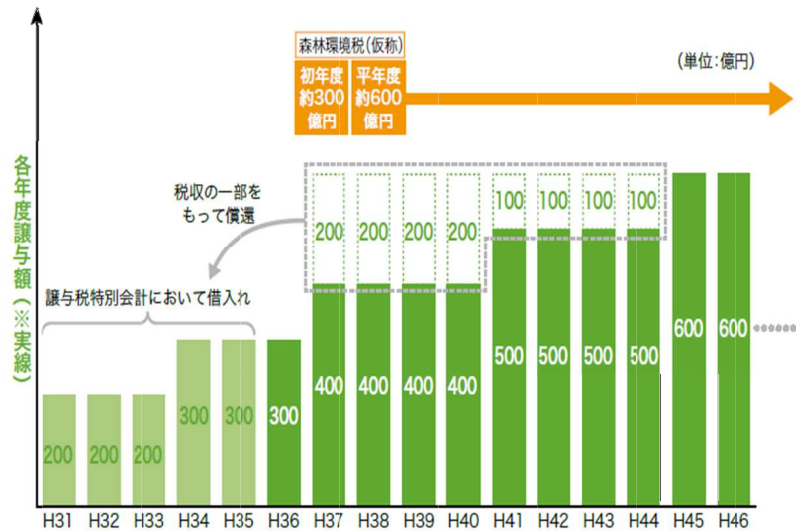
○新たな森林管理システム

- ・林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、以下を柱とする新たな森林管理システムを創設。
 - ①森林所有者に対し、森林管理の責務を明確化。
 - ②森林所有者が森林を管理できない場合、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託。
 - ③再委託できない森林は、市町村が管理。
- ・この仕組みの下で、市町村が行う公的な管理としての森林整備や、所有者の意向調査・境界画定、人材育成・担い手の確保などのシステムを円滑に機能させるための必要な財源として、森林環境譲与税（仮称）の一部を充当。

国の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）



森林環境譲与税（仮称）の年度別譲与額



市町村: 都道府県の割合	80:20				85:15				88:12				90:10			
市 町 村 分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	340	440	440	440	540	→
都 道 府 県 分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

市町村分

- 50%: 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
- 20%: 林業就業者数
- 30%: 人口

都道府県分 — 市町村と同じ基準

※ 税収は粗見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。

※ 課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分(約300億円)の譲与額となるが見込まれる。

新たな森林管理システム

